

省エネ計画に変更が生じた場合の 手続きのご案内

▶ 軽微な変更

建築物省エネ法上の軽微な変更の扱いがあります。

A・B・C、3ルートの**軽微な変更**が設定されています。

どのルートに該当するかは、「各ルート判定一覧表」を参照して下さい。



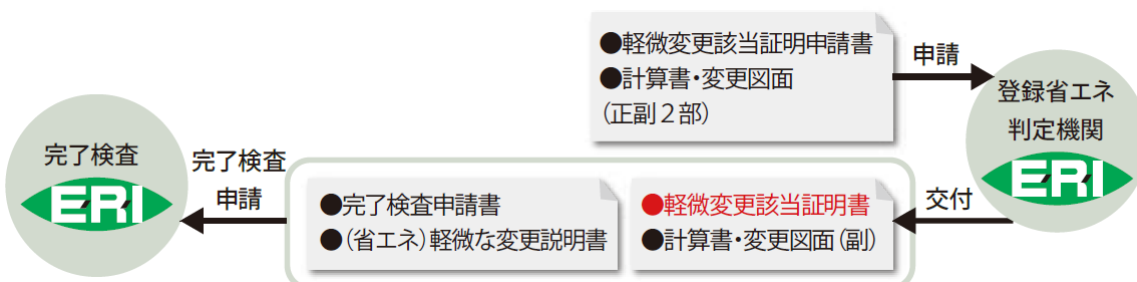
- ▶ 変更内容によっては、相応の審査期間を要しますので、完了検査に支障が出ないように、変更が生じた場合には、早めに ERI へ相談してください。
- ▶ 設備機器の仕様や台数も完了検査の際に確認することになります。
これらに変更が生じた場合は、軽微な変更の手続きを行う必要があります。

建築物省エネ法上の軽微な変更[ルートA～C]と手続き

ルート	変更内容	手続き(完了検査申請書に併せて提出)
A	省エネ性能が向上する変更	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 添付図書
B	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更	
C	再計算によって基準適合が明らかな変更 (計画の根本的な変更を除く)	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 添付図書 軽微変更該当証明書



ルートCに該当する場合は、事前に登録省エネ判定機関より「軽微変更該当証明書」の交付を受ける必要があります。



モデル建物法における、軽微な変更（ルートB）の確認方法については、ERI ホームページの完了検査関係書類ダウンロードページに掲載しています。



▶ 計画の変更

適合判定通知書の交付を受けた後に、省エネ計画の変更を行う場合(軽微な変更を除く)、建築主はその工事に着手する前に、変更後の計画について省エネ適合性判定を受ける必要があります。

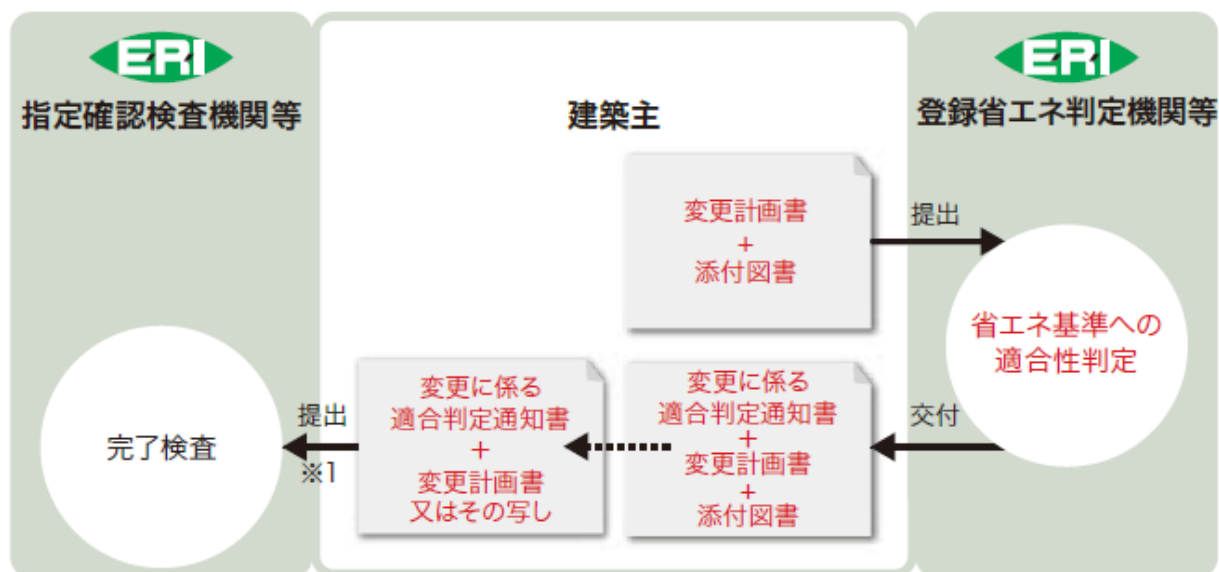
非住宅部分の省エネ計画に軽微な変更該当しない変更が生じた場合は、**あらためて省エネ適合性判定を受ける必要があります。**



省エネ適合性判定の計画変更に係る必要書類(正副2部)

- 変更計画書
- 添付図書 設計内容説明書
図面・計算書(当該変更に係るもの)
- 委任状兼同意書(代理申請の場合)

計画変更(省エネ適合性判定)の流れ



※1 ERIに確認申請と省エネ適合性判定をワンストップで申請している場合は提出不要です。

建物用途の変更など、計画の根本的な変更は省エネ適合性判定の計画変更の手続きが必要となりますが、その他の変更は軽微な変更の手続きをお願いします。

軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書第三面【10.確認以降の軽微な変更の概要】欄に変更の概要を記入してください。

省エネ計画に変更が生じた場合は、早めにご相談ください。

